

勧誘方針

金融商品の販売・勧誘にあたって

- お客様の金融商品についての知識、経験、財産状況、年齢など、お客様の状況を十分ふまえた上で、適正な勧誘を行います。
- 特に市場リスクが存在する投資性商品については、商品購入目的、収入、投資等の経験、年齢、など、お客様のご意向と実情に応じた適切な説明のもとに勧誘を行います。
- お客様のご迷惑になるような方法・場所・時間帯での勧誘は行いません。
- 勧誘時には書面の交付などを行い、重要事項をご説明した上で、ご契約いただくよう努めます。
- 販売形態に応じてご説明方法を工夫し、お客様に重要な事項などをご理解いただけるよう努めます。

各種対応にあたって

- お客様からのお問い合わせや保険事故発生時には、迅速に、丁寧に、適切に対応いたします。
- お客様からいただいたご意見・ご要望を販売活動に生かすよう努めます。

社員に対する教育・研修

- 販売活動を通じてお客様に信頼される人材育成を目指すため、社員の教育・研修体制の強化・充実に努めます。

法令順守

- 勧誘活動にあたっては、お客様からの信頼確保を第一義とし、常に保険業法・金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律・消費者契約法・金融商品取引法・個人情報保護に関する法律など各種法令等を遵守いたします。
- お客様の情報は厳正に取り扱い、管理いたします。

募集人の権限について

<生命保険について>

当社の生命保険募集人はお客様と申込先の保険会社の生命保険契約の「媒介」を行い、契約締結の代理権はございません。また、当代理店には告知受領権はありません。告知受領権は生命保険会社及び生命保険会社が指定した医師だけが有しております。生命保険募集人に口頭でお話頂いても告知した事にはなりませんので、告知書面へのご記入をお願いいたします。なお、保険会社が承諾した時に保険契約は有効に成立します。

<損害保険について>

当社の損害保険募集人はお客様と申込先の保険会社の損害保険契約の「媒介」または締結の「代理権」を有しています。なお、当代理店の取扱保険商品によっては告知受領権を有する商品もございます。お客様に告知いただいた保険申込書（告知書）の記載内容が事実と違う場合には、ご契約が解除や無効になり、保険金、給付金等がお支払出来ないことがございますので、正しく告知いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

株式会社 KBA

〒540-0008

大阪府中央区大手前1丁目7番31号OMM15階

TEL 0120-822-266

制定：2009年6月1日

最終更新日：2026年5月1日